

■議案第49号 四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例について

【要旨】

平成 29 年 5 月に公布され来年 4 月 1 日から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により創設された会計年度任用職員制度に移行するため、関係する規定を整備するものです。

【制定内容】

フルタイム会計年度任用職員の給与について定めます。

定める主な内容については、以下のとおり。

給料

給料表

職務の級及び号給の基準

給料の支給

通勤手当

特殊勤務手当

隔地勤務医手当

地域手当

特地勤務手当

準特地勤務手当

給与の減額

時間外勤務手当

休日勤務手当

夜間勤務手当

端数計算

勤務 1 時間当たりの給与額の算出

宿日直手当

期末手当

給与の支給日 等

この条例の施行日 令和 2 年 4 月 1 日

【根拠法令等】

「議案第 49 号～議案第 58 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員制度等に関連する条例制定・改正 共通資料」を参照